



## 袴田事件再審開始決定及び飯塚事件・名張事件再審 請求棄却決定を受けて死刑制度廃止を求める決議

### 【決議の趣旨】

当会は、袴田事件再審開始決定及び飯塚事件・名張事件再審請求棄却決定により、死刑制度には、誤った判断により人の生命を奪うという、取り返しのつかない重大な不正義を生ずる可能性があることが改めて明らかになったことを受けて、速やかな死刑制度の廃止を求める。

### 【決議の理由】

1 1966年に静岡県清水市（当時）で発生した強盗殺人放火事件（袴田事件）の犯人と疑われて逮捕された袴田巖氏は、1968年に死刑判決を受け、同判決は1980年に確定した。

同事件の第二次再審請求審について、静岡地方裁判所は、2014年3月27日付で再審開始決定をなした。

同決定は、DNA鑑定の結果等に基づき、確定判決が犯人性に関する最有力な証拠とした衣類について袴田氏のものではなく、後日ねつ造されたものであった可能性を示し、その他の新旧証拠の総合評価によっても袴田氏を犯人であると認定できるものではないとの判断を示した。その上で、同決定は、捜査機関によってねつ造された疑いのある重要な証拠によって袴田氏が有罪とされ、極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきたとして、これ以上の拘置を続けることは耐え難いほど正義に反する状況にあるとして、死刑及び拘置の執行を停止した。

袴田氏は釈放されたが、検察官がなお、同決定に対する即時抗告申立を行ったため、再審は未だ開始されておらず、ねつ造証拠によって得られたとされる死刑判決が、今もなお袴田氏の生命を脅かし続けている状態は解消されていない。

2 他方、飯塚事件については、DNA鑑定等の新証拠により、確定した死刑判決に重大な疑義が提起されているが、既に死刑は執行されてしまっており、福岡地方裁判所は2014年3月31日、再審請求棄却決定をなした。

また、名張事件については、第一審で無罪判決がなされ、一連の再審請求でも毒物鑑定をはじめとする新証拠により確定死刑判決に数々の疑義が明らかとなっているが、名古屋高等裁判所は、2014年5月27日、第8次再審請求の申立てからわずか半年で再審請求棄却決定をなした。控訴審で逆転死刑判決を受けた奥西勝氏は、袴田氏と同様、約半世紀にわたって死刑執行の恐怖にさらされ続けた上、高齢のため、生命の存続も危ぶまれる状態である。

3 これら近時の死刑事件に関する再審開始決定や再審請求棄却決定は、いずれも、死刑制度が存置されている限り、冤罪・誤判によって、取り返しのつかない不正義が生じ得ると



いうことを、改めて如実に明らかにしたものである。むろん、死刑事件に限らずとも、およそ冤罪・誤判が不正義であることは論を俟たないが、死刑になるべきでない者が死刑判決を受け、執行されることによる不正義は、いかなる措置によっても絶対に回復され得ないことが明らかである。この点において、誤った死刑による不正義は、司法による究極の不正義であるというほかない。

4 人が運用する以上、誤りの起こらないシステムは絶対に存在し得ない。死刑制度というシステムを維持し、運用する以上、究極の不正義が発生する可能性を誰も否定することはできない。

当会は、死刑制度を含む刑事司法制度に直接携わる弁護士の団体として、このような不正義の可能性を直接に知り、経験する立場から、近時の袴田事件再審開始決定及び飯塚事件再審請求棄却決定、名張事件再審請求棄却決定により、死刑制度の廃止の必要性が改めて明らかになったものと認識するものである。

よって、頭書の決議の趣旨のとおり、速やかな死刑制度の廃止を求めることを決議する。

以上

2014年（平成26年）6月18日

京都から死刑制度廃止をめざす弁護士の会

